

学校図書館における学習指導要領 およびカリキュラムの取り上げられ方： 過去10年の検討を中心に

今 井 福 司

1. はじめに

1.1. 問題背景

日本の幼稚園から高等学校までの学校教育制度において、教育活動を行う上での計画や指針となるカリキュラム編成は、文部科学省が公表する学習指導要領を踏まえる必要がある。学習指導要領は“全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、文部科学省では、学校教育法等に基づき、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準”¹と定義される。学校教育で各教科の授業を行う上では参照しなければいけないガイドラインとして機能している。学校教育の教科書も学習指導要領に準拠し検定が行われることから、学校教育の実践者は学習指導要領を検討し、踏まえておく必要がある。学習指導要領では教育内容だけでなく、各種の教具やメディアの活用についても触れられている箇所がある。例えば、学校図書館や情報機器の活用といった箇所である。

学校図書館は学校教育法施行規則第一条の設置配置等に関わる条項で、校地、校舎、校具、運動場、保健室とともに設けなければならない施設として定義されている。また1953年に議員立法で可決成立した学校図書館法では、学校図書館の定義、サービスや業務に携わる職種まで幅広く記載が行われている。現行の学校図書館法の第二条では、“図書、視覚聴覚教育

の資料その他学校教育に必要な資料を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与する”と定義されている。この点からも明らかなように、学校図書館と教育課程は密接な関わりを持っている。

これらの制度を見る限り、学校教育での活用が制度上からも期待されていると思われるが、現実には学校図書館を運営する人材の不足、予算の不足、周囲の理解不足が指摘されているⁱⁱ。筆者はこれまで、これらの状況が生まれてしまう原因として、日本占領期における学校図書館導入の歴史を検討し、戦後新教育で学校教育における学校図書館の位置づけが十分でなかった理由として、学校図書館の関係者が指摘する学校教育の側の不理解だけではなく、学校図書館の関係者が学校教育を正確に理解できない出版状況があったことを指摘したⁱⁱⁱ。この指摘はあくまでも日本占領期を対象にした指摘であるため、現在の学校図書館が置かれている状況を検討するためには、過去だけでなく現在の状況についても検討する必要がある。

そこで、現在もこのような問題が生じているのかを検討するために、本研究では学校図書館の業界誌において学習指導要領や教育課程がどのように取り上げられているかを検討する。実際、日本における教育課程編成の上で頻繁に参照される資料である学習指導要領について、新しいものが発行される度に、学校図書館の業界紙や、学校図書館の業務に携わる司書教諭養成を目的とした教科書では、必ずと言って良いほど学習指導要領との関わりが指摘されている。これらの指摘の傾向について検討することで、学校図書館関係者にとって学習指導要領や教育課程の位置づけを明らかにする端緒としたいと考えている。

なお学校教育法において「学校」は幼稚園から大学までを含んだ範囲とされ、本来は学校教育制度を扱う場合、幼稚園から大学までを想定することが好ましい。しかし、学校図書館法においては、日本の学校図書館が八

学図書館とは別個に発達したこと、法律制定時に議員立法によって学校図書館法が成立したこともあってか、小学校から高等学校までを対象としており、幼稚園や大学は除外されている。本研究においてはこうした状況を踏まえ、小学校から高等学校までを対象とする。

1.2. 学校図書館の機能について

学習指導要領と学校図書館の関わりを検討する上で、学校図書館にはどのような機能が考えられているのだろうか。例えば、文部科学省の審議会や会議では次のように定義されている。

まず、2009年3月に発行された文部科学省初等中等教育局による子どもの読書サポーターズ会議の報告では、学習センターと情報センターをまとめて「学習・情報センター」と表現している^{iv}。同報告では、「読書センター」について児童生徒の創造力を培い、学習に対する興味・関心等を呼び起こし、豊かな心をはぐくむ、自由な読書活動や読書指導の場であるとしている。そして、「学習・情報センター」については、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援するとともに情報の収集・選択・活用能力を育成し、教育課程の展開に寄与する機能と定義している。

次に、文部科学省の審議会「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」が2016年10月20日に公表した報告書「これからの学校図書館の整備充実について(報告)」^vでは、学校図書館について読書センター、学習センター、情報センターの3つに機能を整理している。読書センターについては、読書サポーターズ会議の報告と同じで定義がされ、学習センターは読書のサポーターズ会議での学習・情報センターの定義がそのまま用いられている。その上で、「情報センター」は“児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする”機能と定義し、報告書ではこれらの機能を持った学校図書館が最大限

に発揮できるようにすることが重要であるとしている。

1.3. 先行研究

本研究の先行研究として、金昭英による国レベル、地域レベル、学校レベルの教育課程での学校図書館関連内容の比較^{vi}や、日本学校図書館学会のプロジェクトチームによる学習指導要領の各教科に対する学校図書館活動の関連の考察^{vii}を始めとする研究がある。また実践研究としては、吉田拓也による中高一貫高での実践を通じた考察^{viii}があり、本研究で研究対象とする雑誌『学校図書館』においても報告が掲載されている。

ただし金の研究を除く先行研究はいずれも、公表された学習指導要領に対して学校図書館がどのように対応するかを提案する研究や報告である。また金の研究も、学習指導要領として公表された国のカリキュラムが、地域や学校単位に適用されていくことでどう具体的なカリキュラムとなっていくかに主眼があり、学校図書館関係者が学習指導要領やカリキュラムをどのように捉えているのかを扱った研究ではない。以上の点から、学校図書館関係者の学習指導要領やカリキュラムのとらえ方については、これまでの先行研究では十分検討されてこなかったと言える。

そこで本研究では、学校図書館関係者の学習指導要領に関する考え方や方向性をするための基礎調査として、関係者が数多く執筆している全国学校図書館協議会の機関誌『学校図書館』を対象に、過去10年の記事を検討する。これにより、1つの学習指導要領が公表されてから、次の学習指導要領が公表されるまでの間の反応を探ることが可能となる。

2. 研究方法

2.1. 機関誌『学校図書館』について

全国学校図書館協議会が発行する機関紙『学校図書館』は毎月1回発行

される。司書教諭・学校司書・学校図書館担当者や読書教育・メディア活用教育に関心がある対象者に向けた機関誌で、特集に加え、実践紹介やニュース、調査報告が掲載されている。全国学校図書館協議会が結成された1950年から継続して発行され、2017年9月現在、802号まで発行されている。

同誌の特徴として、編集部によって企画された特集記事がページ数の多くを占めていることが挙げられる。企画によって月ごとのテーマが大きく異なるため、学習指導要領の特集が組まれた場合は学習指導要領を扱った記事が多く掲載される一方、特集によってはタイトルに学習指導要領が全く現れない月も見られる。寄稿も受け付けているが、大半の記事は依頼され執筆された記事であるため、編集部の企画によって大きく記事の構成が左右される。

こうした企画による記事構成が行われている点は、本研究の分析において大きく影響する点ではある。ただし、定期的にかつ毎月発行され学校図書館の専門に扱う雑誌が他にはないこと、本研究が基礎調査であることから、これらの制約を踏まえた上で検討を行うこととしたい。

2.2. 対象範囲の設定と分析方法

本研究では、現行学習指導要領から次期学習指導要領の記事が出現する、2008年7月（693号）から2017年8月（802号）までを対象として、「教育課程」「学習指導要領」「指導要領」「カリキュラム」の用語が出現する記事を収集し、傾向を分析する。なお、収集にあたってはCiNii Articlesによるタイトル検索で得られた記事だけでなく、『学校図書館』の毎年3月号に掲載されている「主要記事事件名索引」において、学習指導要領もしくは教育課程と書かれている件名の記事も同時に集めた。また同期間の全記事を確認し、前述の2条件に適用しない場合でも教育課程やカリキュラム

を扱っていると思われる文献については検討対象に加えた。

収集の結果、2008年7月号から2017年8月号まで、CiNii Articlesで採録されている記事は全部で1,252点あった。なおCiNii Articlesの元データであるNDL雑誌記事索引の仕様により、『学校図書館』の2ページ以下の記事については、その多くが採録対象となっていない。そのため、実際の記事件数は1,252点より多いと思われる。

上記データに対してCiNii Articlesでタイトル検索を行った結果、タイトルに「教育課程」が含まれている記事は4点、「学習指導要領」が含まれている記事は34点、「指導要領」は33点、「カリキュラム」は4点だった。採録対象となっていない記事も検討対象とするために、全国学校図書館協議会が年1回作成している「主要記事名索引」から、「教育課程と学校図書館」、「新教育課程における学校図書館の活用（連載）」、「教科と学校図書館」に該当する記事を取り出したところ31点あった。これに加えて、全文を検討し教育課程や学習指導要領が取り上げられていると思われる記事を71点追加した^{ix}。以上の結果から重複を取り除いたところ、126点となった。本研究ではこの126点を対象に検討を進めていく。

3. 記事の全体的な傾向

3.1. 記事数や著者の傾向について

まず、記事がどの時期に多く執筆されているのか、時期ごとの記事数の傾向について検討する。図1では、2008年から2017年までの対象となった記事数をグラフに示した。2009年が記事数28で最も多く、次いで2017年の16件、2011年の22件と続いている。なお、『学校図書館』の全体の記事件数は12ヶ月分含まれていない2008年（75件）と2017年（90件）を除いて、多い年で2009年の148件、少ない年では2016年の121件となっている。

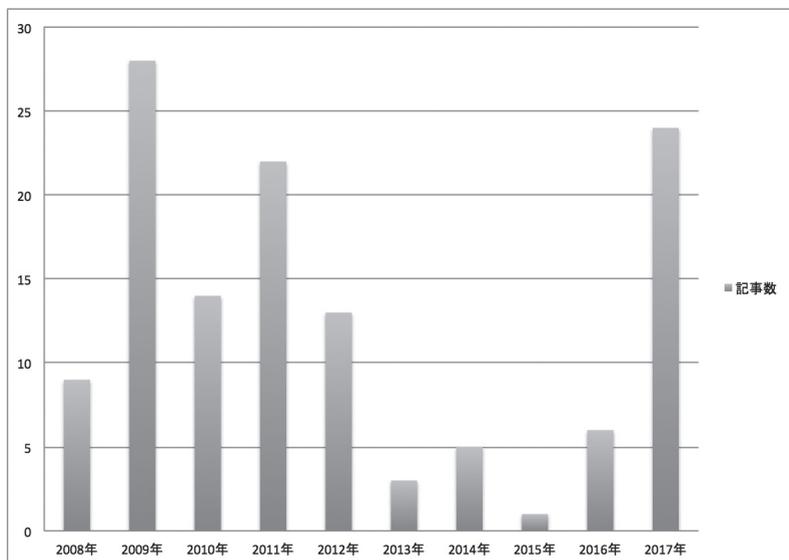


図1：『学校図書館』における学習指導要領関連の記事数の推移

なお、記事数の多かった2009年は年間を通じて「新教育課程における学校図書館の活用」という連載記事が生まれ、7月号には「特集 新学習指導要領を活用する」という特集が組まれている。同じく記事数の多い2011年には7月号に「特集 司書教諭は学校図書館にどのように関わるか」という特集が生まれ、2017年には「特集 新しい学習指導要領を読む」という特集が生まれ、記事数が多くなっている。一方、2013年から2016年については今回対象とした学習指導要領や教育課程を扱った特集はない。このように、特集が組まれるかどうかによって記事数は大きく変化している。また学習指導要領が公表された直後だけ記事数が多くなっているわけではなく、少し離れた時期に記事数が多くなっていることも上記のグラフからは読み取れる。

次に、今回対象とした126件の著者の重なりについて検討した。2件以上の記事を執筆していたのは10人だった。そのうち6件の記事を執筆して

いた1人、3件が6人、2件が3人だった。また資料の転載等で著者名が明記されていない記事については11件あった。同一著者が執筆した記事を除く85件は異なる著者によって書かれていた。執筆者の所属は大学の研究者か学校教員がほとんどであるが、一部記事で全国学校図書館協議会の事務局や学校の校長が寄稿しているケースも見られた。

3.2. 内容の傾向について

では、これらの記事ではどのような内容が記述されていたのであろうか。記事の種類について検討した。まず本研究では、便宜的に以下の3カテゴリを設定し分類を行った。

1. 論説
2. 実践報告
3. 資料

文部科学省の発表した資料などをそのまま転載したものは「資料」、執筆者の関わった実践についての報告は「実践報告」、それ以外の記事は広く特集のテーマに関連させた論考が行われているものと見なし「論説」に分類した^x。「実践報告」と「論説」の2つが含まれているものについては、記事の分量によってどちらかに分類した。その結果、論説が62件、実践報告が54件、資料は10件だった。特集では、特集の形式は論説が2本から3本に対して、実践報告が5本程度掲載されているが、連載記事などは全て論説に含まれることもあって、特筆すべき傾向は見られなかった。

次に記事の傾向について時系列に沿ってまとめる。まず、2008年3月に小・中学校の学習指導要領が公開された事を受けて、2008年7月号に「新学習指導要領を読む」という特集が組まれている。同特集では、小学校の学習指導要領と中学校の学習指導要領で学校図書館がどのように活用できるのか、どう学校図書館を位置づけるべきなのかを論じた記事が掲載され、

資料として学習指導要領の抄録が掲載されている。

続く2009年には、小学校と中学校の学習指導要領における学校図書館の位置づけを扱った連載が始まる。具体的には2009年1月号から開始された「新教育課程における学校図書館の活用」という連載である。この連載は全15回継続し、学校図書館に親和性が高いとされる国語科、社会科だけでなく、音楽科、総合的な学習の時間、図画工作科、家庭科、外国語教育、体育科、道徳教育、高等学校国語科、地歴公民科、社会科、理科、算数・数学教育、高等学校情報科と、多様な教科に対して学校図書館がどのように位置づけられるかについて、文部科学省の審議官が寄稿している。

また2009年3月には高等学校と特別支援学校の学習指導要領が改訂された。これを受け、2009年5月号では、対応する学習指導要領で学校図書館関連がどう記述されているか対応表が掲載されている。そして、2009年7月号では「新学習指導要領を活用する」という特集が生まれ、小学校での活用事例に加えて、高等学校や特別支援学校での学習指導要領での学校図書館の位置づけについて「論説」のカテゴリに該当する記事が掲載されている。

2010年になると、学習指導要領上でのキーワードと学校図書館の関連を考える記事が多く見られるようになる。例えば、2010年9月号では、「教科指導（国語科）と学校図書館」という特集で、国語科教育における学校図書館の「実践報告」が9本掲載され、2011年4月号では「言語活動と学校図書館」という特集で、学習指導要領における言語活動と関連させた学校図書館の「実践報告」が8本掲載されている。

2011年以降になると、学習指導要領上のキーワードだけでなく、実践とカリキュラムの関連を考える記事が見られるようになる。例えば、2011年7月号では「司書教諭は教育課程にどのようにかわるか」という特集でカリキュラムマネジメントや各学校の教育課程を考える記事が掲載される

ようになる。また、2011年9月号では、「共に学ぶ力、協同性を育てる学校図書館を活用した学習」として、協同的な学習というキーワードで、2012年4月号では調べ学習をキーワードに学習指導要領との関係やカリキュラムとの関係を扱う記事が出てきている。

2014年には、「教科指導（社会科）と学校図書館」という特集で、2010年9月号のような教科指導と学校図書館の関係を扱った記事が5本掲載されている。

2015年、2016年になると次期学習指導要領の改訂に向けた動きが出てくるからか、次期学習指導要領に向けての諮問を扱った記事や、アクティブ・ラーニングを扱った特集や記事が見られるようになる。

2017年3月には新しい学習指導要領が公示されたことを受け、2017年6月号では「新しい学習指導要領を読む」という特集が生まれ、「実践報告」2本に対して7本の「論説」が掲載され、新学習指導要領における学校図書館の対応について考察する記事が散見された。以上が時系列に沿った記事の傾向である。

それから全体の傾向として、記事への反応が誌面上では見受けられない点も特徴としてあげられる。具体的には『学校図書館』では1回執筆された記事に他の著者が反応する記事は見られず、連載を除いては同じ著者がフォロー記事を執筆することもほとんど行われていない。これは同誌の位置づけとしては「学校図書館の今日的な課題を特集形式で掲載」することに重きが置かれ、啓蒙的な役割が強いこともあり、相互に議論することはあまり想定されていないのではないかと思われる^{xi}。

4. 「論説」記事の分析

以上の本研究では「論説」に分類した記事について、上記の結果を組み合わせつつ分析を行った。その結果「論説」に分類した記事から、以下の

3つの知見が得られた。

1. 学習指導要領の言及について
2. 学校図書館の機能に関する用語の使用について
3. 国語科、社会科の以外の教科の扱いについて

まず1点目として学習指導要領の言及について述べる。

本研究で対象とした「論説」の記事は、2008年3月公示の学習指導要領に学校図書館をどう対応させるべきかの模索が行われる記事と、2017年3月公示の新学習指導要領で学校図書館をどう位置づけるかを論じた記事に分かれている。明確な区分は難しいが、2015年6月号が一つの区分として提案できる。この区分を提案する理由として、記事の中で用いられている用語の違いが挙げられる。

前者の時期には、2008年3月公示の学習指導要領では言語活動の充実が掲げられていたことから、言語活動との関連で学校図書館を論じようとする「論説」記事が多く見られた。例を挙げれば、根本^{xii}、浅井^{xiii}、小川^{xiv}、井上^{xv}、高須^{xvi}、岡^{xvii}、中村^{xviii}、渡邊^{xix}、桑田^{xx}、長尾^{xxi}、小久保^{xxii}の記事で言語活動の充実が取り上げられている^{xxiii}。おり、各特集の巻頭言でも複数の号で言語活動の充実という言葉が登場している。言語活動は学校図書館の機能である「読書センター」、「学習・情報センター」の双方に関連させやすい活動であったこともあり、多くの著者が取り上げる結果になったと考えられる。これ以外にも総合的な学習の時間で登場する「探究的な学習」というキーワードは言語活動ほどではないが、複数の記事で取り上げられ、「学習・情報センター」との関連性が指摘されている。

このように2008年3月公示の学習指導要領に対する対応が継続的に掲載されていく中で、後者の境である2015年6月号では桑田が次期指導要領の動向に触れた上で、アクティブ・ラーニングに触れている。これを皮切りに2016年12月号では「学校図書館から見た『アクティブ・ラーニング』」

という特集が組まれている。それ以降も特集ではアクティブ・ラーニングという言葉が用いられずとも、稲垣^{xxiv}、朝倉^{xxv}、渡邊^{xxvi}、鎌田^{xxvii}、小川^{xxviii}、斎藤^{xxix}、熊谷^{xxx}と複数の著者が記事内でアクティブ・ラーニングという用語を使っている。実際の学習指導要領上では、アクティブ・ラーニングという用語は用いられずに「主体的・対話的で深い学び」という用語が用いられたものの、金沢が指摘するように、学校図書館の読書相談および探究的な学習とアクティブ・ラーニングの親和性が高いこともあって、複数の著者によって取り上げられたと推測される。

2点目として、学校図書館の機能に関する用語の使用について述べる。学校図書館の機能を示す言葉としては、前述のように「読書センター」、「学習・情報センター」という用語が用いられる。これらの用語について2008年7月から2009年12月の「論説」記事では、学習指導要領の話題とともに、用いられているケースが複数見受けられる。しかし、2009年12月以降、これらの用語は登場しなくなり、2017年3月公示の学習指導要領が取り上げられるようになっても「読書センター」、「学習・情報センター」という言葉が「論説」には全く登場しなくなる。この要因として、2008年の学習指導要領の特徴である言語活動や探究的な学習は学校図書館の機能と関係づけやすい一方、2017年の学習指導要領の特徴であるアクティブ・ラーニングは学校図書館の機能解釈そのものを問い直すものであるため、学校図書館の機能まで言及が至らなかったのではないかと考えられる。

最後に3点目として国語科、社会科の以外の教科の扱いについて述べる。既に今回対象とした時期では、文部科学省の審議官によって様々な教科における学校図書館の位置づけが指摘されていた。しかしながらこの審議官らによる連載を除いては、国語科と社会科を除く教科での学校図書館の位置づけを示した記事は見つからなかった。

この要因として、2008年度の小学校学習指導要領では、国語科と社会科、

総合的な学習の時間で学校図書館の利用について記載が見られる一方、他教科については学校図書館の記載が見られないことから、取り上げるためにはなぜ学校図書館をその教科で取り上げるのかを説明する必要が出てしまうからではないかと思われる。ただ、取り上げられている教科である社会科についても、その事例は多くない。例えば鎌田は「教科指導（社会科）と学校図書館」で、同号に掲載されている実践報告を紹介しながら、以下のように述べている。

以上、三つの素晴らしい実践報告は、現時点では残念ながら「貴重な」報告である。なぜ「残念ながら」なのかと言えば、3氏のように学校図書館を活用した社会科授業は、それほどあたりまえには行われていないからである。（2014.4 762 p. 16）

学校図書館は教育課程の展開に寄与すると学習・情報センターもしくは学習センターの定義で行われている。しかし『学校図書館』という学校図書館関係者の業界誌であっても、一部の教科以外との関連が指摘されていない。この点は学校図書館が置かれている状況の難しさを示唆しているのではないだろうか^{xxxi}。

5. おわりに

以上、現在の学校図書館が置かれている状況を検討するために、学校図書館の業界誌である『学校図書館』において学習指導要領や教育課程がどのように取り上げられているかを検討した。

まず記事全体の傾向としては、今回取り上げた『学校図書館』の記事は編集部が特集テーマを設定し、執筆者を選定して依頼する依頼原稿の形式を取っているからか、連載記事を除いて、同じ著者が連続して執筆するこ

とはほとんど行われていなかった。

また、対象の記事を「論説」、「実践報告」、「資料」の3つに分類した上で、種類ごとに傾向を検討した結果、論説記事の傾向としては、1回執筆された記事に他の著者が反応を寄せたり、同じ著者がフォロー記事を執筆したりと言うことはほとんど行われていなかった^{xxxii}。一方実践報告は、一部の記事を除いては、ほとんどの著者が1回のみ執筆だった。学習指導要領と各学校でのカリキュラムといったテーマとの関連も、執筆者や学校ごとの事情に合わせて解釈されていると思われる記事が散見された。これは、依頼原稿であることが影響していると思われる。

そして、「論説」に分類した記事について、個別の記事の内容を詳細に見ていった結果、学習指導要領の言及について、学校図書館の機能に関する用語の使用について、国語科、社会科の以外の教科の扱いについて、それぞれ特徴が見られた。

以上の結果から、学校図書館の業界誌である『学校図書館』においては、学習指導要領やカリキュラムについて継続的に特集が組まれており、それ以外の号でも学習指導要領やカリキュラムを扱った記事が掲載される傾向にあったことが分かった。また特定の著者に偏らず、様々な著者に寄稿してもらった形式を取っていたことも分かった。しかしながら、編集部による特集の形式が主であることもあってか、相互の議論を行う場となっていなかったことが確認できた。また扱っている内容としては、2008年の学習指導要領と、2017年の学習指導要領で異なっており、前者では学校図書館の機能と学習指導要領を関連づけている一方で、後者ではそうした記述は見当たらなかった。また教科と学校図書館との関係について、国語科や社会科については一定の記事が出されているが、それ以外の教科についてはあまり記事が掲載されておらず、関係は示唆される程度に留まっていたことが分かった。

これらの知見を踏まえると、『学校図書館』は少なくとも学習指導要領やカリキュラムについて一定の方向性は提示されているものの、業界関係者の合意が掲載されているというよりはそれぞれの論者の意見が個別に提示される段階に留まっていると言える。この点を踏まえた上で、今後は他の媒体も検討することで、学校図書館業界関係者の学習指導要領やカリキュラムへの意識や考え、学校図書館の位置づけを明らかにできればと考えている。

最後に本研究の課題について指摘する。まず、本研究ではあくまでも業界誌『学校図書館』の「論説」部分だけを検討しているに留まっているため、業界関係者の考えや意識を調べるためには他にも、各種テキストや全国学校図書館協議会主催の研究大会の研究集録も検討する必要があるだろう。次に、本研究では対象記事の選定にあたって、記事タイトルおよび『学校図書館』が設定した記事名索引を用いた。都度、本文も検討しこれらから漏れ落ちた記事を追加しているが、記事中で1回のみ「学習指導要領」、「教育課程」、「カリキュラム」に言及した記事については検討対象とできていない可能性がある。今後、1つ1つの記事を精査して検討の範囲を広げる必要があると思われる。また今回は「論説」記事の検討だけに留まり「実践報告」や「資料」にまで検討を行うことができなかった。今後はこれらの記事についても検討し、実践の中での位置づけをさらに明らかにしていきたい。そして学校図書館関係者だけでなく、学校教育の関係者についても研究対象を広げられればと考えている。例えば、野口は大学で用いられる教育方法学のテキストで図書館や図書室が登場しないことを指摘した上で“現場の教員だけでなく、教員養成などに従事する教育学の研究者にも、学校図書館やその活用という視点が弱いのである。このままでは、大学の教員養成課程の科目のなかで学校図書館が扱われないという状況が、今後も続いてしまう可能性が高い”^{xxxiii}との提言を行っている。(2016.12

794 p. 31) 本研究でも野口の提言を踏まえた上で、本研究をより精緻な研究とし、学校図書館関係者が解決しなければいけない課題を明らかにしていきたいと考えている。

- i 学習指導要領「生きる力」、文部科学省のWebページより http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/index.htm (2017/09/12確認)
- ii 今井福司。「学校図書館を取り巻く制度と現状」. 丸善ライブラリーニュース, 2011, no. 164, p. 10-11.
- iii 今井福司.『日本占領期の学校図書館: アメリカ学校図書館導入の歴史』. 勉誠出版, 2016, 336p.
- iv 『これからの学校図書館の活用の在り方等について (報告)』子どもの読書サポーターズ会議, 2009, http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/meeting/index.htm (2017/09/12確認)
- v これからの学校図書館の整備充実について (報告) の公表について, 文部科学省初等中等教育局児童生徒課http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/115/houkoku/1378458.htm (2017/09/12確認)
- vi 金昭英「小学校教育課程における学校図書館関連内容の比較: 国・地域・学校レベルの教育課程に着目して」『生涯学習基盤経営研究』Vol. 36, 2011, p. 1-16.
- vii 学校図書館研究会編『新学習指導要領と学校図書館』日本学校図書館学会学校図書館研究会, 2009, 136p.
- viii 吉田拓也「新学習指導要領を意識した学校図書館における教育の情報化の一考察」『日本私学教育研究所紀要』Vol. 50, 2014, p. 105-108.
- ix 連載記事の中で学習指導要領を解説したもの, タイトルには実践記録と書かれながら, 学習指導要領の考察が専らであったものが含まれる。
- x なお, 広告記事や告知記事のような明らかに「論説」という名称が適さない記事は今回の検討では見当たらなかった。
- xi 相互の議論については発行元の全国学校図書館協議会が隔年で開催している研究大会に委ねられているとも考えられる。
- xii 根本彰。「学校図書館の重要性を示唆する新指導要領 (特集 新学習指導要領を読む)」. 学校図書館, no. 693, 2008, p. 15-18.
- xiii 浅井稔子。「新指導要領の実施に向けて図書館の整備が急務 (特集 新学習指導要領を読む)」. 学校図書館, no. 693, 2008, p. 21-23
- xiv 小川三和子。「指導要領に即した日々の学習で、学校図書館の活用を (特集 新学習指導要領を読む)」. 学校図書館, no. 693, 2008, p. 24-25.

- xv 井上一郎. 「教育課程における学校図書館の活用 (1) 国語科の読書活動と学校図書館の活用」. 学校図書館, no.699, p. 42-44.
- xvi 高須一. 「新教育課程における学校図書館の活用 (3) 音楽科教育における学校図書館の活用」. 学校図書館, no. 701, 2009, p. 60-62.
- xvii 岡陽子. 「新教育課程における学校図書館の活用 (6) 家庭科教育における学校図書館の活用」. 学校図書館, no. 704, 2009, p. 64-66.
- xviii 中村清子. 「改訂を機に重要性を増す学校図書館 (特集 新学習指導要領を活用する)」. 学校図書館, no. 705, p. 44-45.
- xix 渡邊重夫. 「辞書・辞典、その活用の意義と重要性—情報活用能力、言語力育成の指導とかわかって (特集 辞書・辞典の魅力を探る)」. 学校図書館, no. 708, p. 16-18.
- xx 桑田てるみ. 「思考力・判断力・表現力等の育成を目的とした「言語活動」に学校図書館はどうかかわるか (特集 言語活動と学校図書館)」. 学校図書館, no. 726, p. 16-19.
- xxi 長尾幸子. 「新学習指導要領に基づいた読書会をどう展開できるか (特集 読書をより豊かにする読書会)」. 学校図書館, no. 730, p. 26-28.
- xxii 小久保美子. 「『思考力・想像力』の育成を担う国語科教育」. 学校図書館, no. 738, p. 60-61.
- xxiii これ以外にも言語活動という言葉を用いた記事は他にも見られる。例えば、西辻正副. 「新教育課程における学校図書館の活用 (10) 高等学校国語科における学校図書館などの活用」. 学校図書館, no. 708, p. 50-52. や中尾敏朗. 「新教育課程における学校図書館の活用 (11) 地理歴史科と社会科における学校図書館の活用」. 学校図書館, no. 709, p. 56-58. が挙げられる。
- xxiv 稲垣忠. 「教育時評 (218) “本気”を引き出すプロジェクト」. 学校図書館, no. 795, p. 36-37. および稲垣忠. 「教育時評 (222) “学び”と“学校”のこれから」. 学校図書館, no. 798, p. 26-27.
- xxv 朝倉久美. 「教育の新動向と学校図書館：21世紀型学校図書館の将来像を見据えて」. 学校図書館, no. 798, p. 54-56.
- xxvi 渡邊重夫. 「『主体的・対話的で深い学び』を支える学校図書館：『学び方の学び』『読書』を通して (特集 新しい学習指導要領を読む)」. 学校図書館, no. 800, p. 13-15.
- xxvii 鎌田和宏. 「次期学習指導要領の理念具現化に貢献する学校図書館：カリキュラム・マネジメントとアクティブ・ラーニングが鍵 (特集 新しい学習指導要領を読む)」. no. 800, p. 17-19.
- xxviii 小川三和子. 「各教科等での学校図書館活用をさらに推進しよう (特集 新しい学習指導要領を読む)」. 学校図書館, no. 800, p. 21-22.

- xxix 斎藤純. 「『主体的・対話的で深い学び』の本質を見据えて (特集 新しい学習指導要領を読む)」。学校図書館, no. 800, p. 26-28.
- xxx 熊谷一之. 「調べ学習 なにを、なぜ、どのように (6) 調べるために必要なスキルとは? (2)」。学校図書館, no. 801, p. 45-47.
- xxxi なお、学校図書館が国語科や社会科、総合的な学習の時間以外では、そもそも活用が不可能である可能性も考えられるが、東京学芸大学学校図書館運営専門委員会による「先生のための授業に役立つ学校図書館活用データベース」(http://www.u-gakugei.ac.jp/~schoolib/htdocs/index.php?page_id=0)においては、これらの教科以外の活用事例が複数登録されていることから、学校図書館の定義や位置づけを適切に行えば、実践は不可能ではないと思われる。
- xxxii 2017年7月に他の記事の動向を見てから執筆したという連載記事の例がある。
- xxxiii 野口武悟. 「学校図書館活用を教育方法として明確化するために: アクティブ・ラーニングを見据えて (特集 学校図書館から見た「アクティブ・ラーニング」)」。学校図書館, no. 794, 2016, p. 31.